

申請料及び登録料について

- 1 一件当たりの申請料は 10,500 円（消費税込）、登録料は年間 21,000 円（消費税込）とします。

- 2 申請料及び登録料が無料となる場合は以下のとおりとします。
 - (1) 国や地方公共団体等公共機関が申請する場合
 - (2) NPO 法人が非営利事業について申請する場合
 - (3) その他センターが適当と認めた場合

- 3 その他
 - (1) A タイプの登録製品を原材料等に使用して製造した製品については、登録者の了解があれば、申請料や登録料を支払うことなく、ロゴマーク及び A タイプの登録番号の使用ができます。この場合は、登録者は別紙様式 10 により当センターに対して、登録者以外の使用者及び使用内容を事前に報告しなくてはなりません。なお、この場合の使用者は登録されません。
 - (2) (1) の場合に関し、自らの木づかい運動に対する姿勢を明確にするために独自の登録を希望する場合には、申請料及び登録料を半額として登録することができます。
 - (3) 平成 18 年 3 月までの登録者は 1 ㄱ年の登録料で平成 19 年 3 月まで有効とします。

また、平成 18 年 4 月以降の登録者は終期を平成 19 年 3 月とし、その後は毎年更新するものとします。

なお、毎年 10 月以降の登録者については、当該年度の登録料を半年分とします。